



平成 23 年 7 月 26 日

会 社 名 株 式 会 社 栗 本 鐵 工 所

代 表 者 代表取締役社長 福井 秀明

(コード番号 5602 東証・大証第一部)

問合せ先 執行役員 総合企画室長 小島 眞也

TEL 06 (6538) 7724

## 和解による訴訟解決に関するお知らせ

当社が、平成 18 年 10 月 25 日に大阪地方裁判所において、株式会社大林組より提起され、平成 22 年 3 月 29 日付で大阪高等裁判所に控訴した損害賠償請求訴訟につきまして、平成 23 年 7 月 26 日付で和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟および和解の概要

栗本建設工業株式会社（平成 20 年 10 月 1 日付の会社分割により、栗建サービス株式会社が本件訴訟を承継しております。）および当社（以下「当社ら」といいます。）が、株式会社大林組より平成 18 年 10 月 25 日に提訴された神崎川倉庫跡地土壌汚染対策工事に係る損害賠償請求訴訟（請求金額：31 億 9057 万 1092 円および遅延損害金）につきまして、平成 22 年 3 月 26 日付で当社らに対して、金 20 億 6754 万 4197 円および遅延損害金を支払えという旨の一部認容の第一審判決が出されました（平成 22 年 3 月 26 日開示参照）。当社らは、当社らの主張が受け入れられなかったことから、平成 22 年 3 月 29 日付で大阪高等裁判所に控訴いたしました。

この度、大阪高等裁判所より、心証開示の上、強い職権和解勧告を受けたことを踏まえ、社内でその是非を検討した結果、和解勧告を受け入れることが当社らにとって合理的であるとの判断に至りました。その結果、平成 23 年 7 月 26 日付で株式会社大林組と当社らとの間で和解が成立し、本件訴訟は円満に解決いたしましたことをご報告いたします。和解の概要は以下のとおりです。

- ①第一審の仮執行宣言が付された一部認容判決を受け、新たな遅延損害金の発生を防ぐ目的で、当社が株式会社大林組に対して平成 22 年 3 月 31 日付で仮執行宣言に基づき仮払いした第一審判決の一部認容金額および遅延損害金の合計金 24 億 6198 万 1635 円を本件解決金とする。
- ②株式会社大林組は、上記解決金以外の請求を放棄する。

#### 2. 今後の見通しについて

本件訴訟に係る損失につきましては、平成 22 年 3 月 26 日に開示しましたとおり、上記 1.

- ①の額を平成 22 年 3 月期において特別損失に計上し、かつ、平成 22 年 3 月 31 日付けで全額支払い済みであり、和解による解決金が平成 24 年 3 月期第 2 四半期および通期の連結業績予想に与える影響はありません。

以 上